

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
研究試料取扱規程

制定 平成29年12月20日
改定 令和2年3月30日
改定 令和2年4月1日
規程 第99号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における研究試料の適正な管理、法人以外の者との円滑な研究協力及び法人の研究開発を推進するために、職員等が法人の業務として作製した研究試料にかかる基本的な取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員等 法人の職員及び役員をいう。

(2) 研究試料 職員等が創作又は抽出した試薬、試料、試作品、化学物質、材料、実験動物、細胞、遺伝子、菌株等であり、それらが研究目的に使用可能で、技術的観点から何らかの付加価値を有する有体物をいう。当該有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も研究試料とみなす。

(帰属)

第3条 研究試料は、特段の定めのない限り、法人に帰属する。

(管理)

第4条 職員等は、創作又は抽出した研究試料を適正に管理しなければならない。

(届出)

第5条 職員等は、研究試料を法人以外の者へ有償で提供する場合は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員等は、研究試料を法人以外の者へ有償で提供する場合は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所知的財産会議設置要綱に定める知的財産会議及び同要綱第5条に定める発明委員会において承認を得なければならない。ただし、別に定める条件に該当する場合は、発明委員会における承認のみによることができる。

(研究試料提供契約)

第6条 研究試料を法人以外の者へ提供する場合は、法人は当該提供先と研究試料提供契約を締結する。ただし、高度受託研究、受託研究、簡易受託研究、共同研究、依頼試験等の申込者に提供する場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第7条 職員等は、研究試料に関して、その内容並びに法人及び職員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、職員等が法人を退職した後も適用する。

(事務の委任)

第8条 理事長は、この規程に基づく事務の全部又は一部並びにそれらに付帯する業務を職員等に委任することができる。

(その他)

第9条 理事長は、この規程に定めのない研究試料の取扱いについて、必要な措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。